

五戸町資源ごみ集団回収推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活から排出される廃棄物の中から再利用できる資源ごみを回収する子ども会、自治会等の住民団体に補助金を交付することにより、自発的な資源ごみの回収を促進し、ごみの減量及び再資源化を推進することを目的とし、五戸町補助金等の交付に関する規則(平成16年五戸町規則第45号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることのできる団体は、町内に住所を有する者で組織する団体で、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、町に登録した団体とする。

- (1) 集団資源回収活動を自らの手で実施していること。
- (2) 営利を目的としない団体であること。
- (3) その他、町長が認める団体であること。

(団体の登録)

第3条 前条に規定により登録しようとする団体は、五戸町資源ごみ集団回収推進事業実施団体登録(変更)届出書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。届出書に係る事項を変更するときも、同様とする。

2 前項の規定により、登録届出した団体が、資源ごみの集団回収活動を中止しようとするときは、速やかに五戸町資源ごみ集団回収推進事業中止届(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(交付対象品目)

第4条 補助金の交付対象となる資源化物の品目は、次に定めるものとする。

- (1) 紙類(新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック等)
- (2) 金属類
- (3) びん類

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する資源ごみ1キログラムにつき5円とし、補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、五戸町資源ごみ集団回収推進事業補助金交付申請書(様式第3号)に廃品回収業者が発行する仕切り票(回収品目、回収重

量の分かるもの)を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、年度内(4月から3月)に回収した分は年度内(4月から3月)に廃品回収業者に引き渡すものとし、翌年度の4月10日までに提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は前条に規定する申請により、内容が適正であると認めたときは、補助金の額を決定し、速やかに五戸町資源ごみ集団回収推進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 実績報告は、第6条の交付申請により実績報告されたものとみなす。

2 交付の決定を受けた団体は、補助金の交付を受けるため、五戸町資源ごみ集団回収推進事業補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 町長は前条第2項に規定する請求書の提出を受けたときは、実績に基づき交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた団体があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。